

岐阜県公報

号外(二) 平成三十年七月十三日

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課)

二

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

二

訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

三

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表観光企画課の項の次に次のように加える。

<p>関ヶ原古戦場整備推進課</p>	<p>管理調整係、環境整備係、企画推進係、施設整備係</p>
--------------------	--------------------------------

第九条第二項の表観光企画課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

<p>関ヶ原古戦場整備推進課</p>	<p>一 関ヶ原古戦場の整備等に関すること。</p>
--------------------	----------------------------

第九条第四項中観光企画課の下に「関ヶ原古戦場整備推進課」を加え、同条第五項の表観光企画課の項を削り、同条第六項の表関ヶ原古戦場整備推進室の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二商工労働部の部観光企画班の項中「観光施設等」の下に「関ヶ原古戦場の観光施設等を除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

関ヶ原古戦場整備推進班	商工労働部 関ヶ原古戦場整備推進課長	関ヶ原古戦場の観光施設等の災害対策に関すること。
-------------	-----------------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、

別表二中

課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

を

課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

に、

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
海外戦略推進課
国際交流課

を

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
関ヶ原古戦場整備推進課
海外戦略推進課
国際交流課

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一観光企画課の項の次に次のように加える。

関ヶ原古戦場整備推進課

関推

附 則

この訓令は、平成三十年七月十三日から施行する。

平成三十年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社